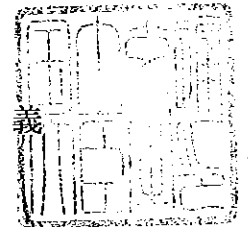




国計大第48号  
平成21年3月11日

国土審議会会長  
岡村正殿

国土交通大臣  
金子一



近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について（諮問）

近畿圏の近郊緑地保全区域等を別添のとおり変更したいので、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第4項において準用する同条第2項、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第11条第2項、同法第12条第2項において準用する同法第11条第2項及び同法第14条第2項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、意見を求める。

## 和泉葛城近郊緑地保全区域等の変更（案）

## 1. 変更内容

## (1) 近郊緑地保全区域の変更

## 和泉葛城近郊緑地保全区域（大阪府・和歌山県）

区分	区域	面積
追加	大阪府岬町の一部	1 0 8 ha
	和歌山県和歌山市の一部	1 4 9 ha
合計		2 5 7 ha

（参考）現在面積：23,665ha 変更後面積：23,922ha

## (2) 近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の変更

## 和泉葛城区域保全区域（大阪府・和歌山県）

和泉葛城近郊緑地保全区域に追加する区域は、和泉葛城保全区域に追加するものとする。

## 大阪地区近郊整備区域（大阪府）

和泉葛城近郊緑地保全区域に追加する区域のうち大阪府岬町の一部は、大阪地区近郊整備区域から除外するものとする。

## 和歌山区域都市開発区域（和歌山県）

和泉葛城近郊緑地保全区域に追加する区域のうち和歌山県和歌山市の一部は、和歌山区域都市開発区域から除外するものとする。

（参考）

和泉葛城保全区域

現在面積：255 k m<sup>2</sup> 変更後面積：258 k m<sup>2</sup>

大阪近郊整備区域

現在面積：1,190 k m<sup>2</sup> 変更後面積：1,189 k m<sup>2</sup>

和歌山都市開発区域

現在面積：1,014 k m<sup>2</sup> 変更後面積：1,012 k m<sup>2</sup>

## 2. 変更理由

和泉葛城近郊緑地保全区域は、大阪府・和歌山県の県境に連なる和泉山脈を主体とする区域について、都市住民が身近にふれあうことのできるまとまりのある緑地として指定がなされ、近畿圏における自然環境の豊かなグリーンベルトの一部を形成している。

今回追加指定を予定する区域は、俎石山などが起伏に富んだ美しい山容を形成するとともに、隣接する既指定区域と一体的に多様な植生の状況が広がり、

まとまりのある樹林地を形成している。また、大阪湾等への良好な眺望が得られることから既指定区域と連続したハイキングコースが整備され、地域住民が身近に自然とふれあう場として親しまれているとともに、水源涵養機能が高く、防災面で寄与している。一方、今後周辺の道路整備が始まるなど都市的な土地利用の拡大が懸念されていることから、隣接する既指定区域と地形や自然環境の面で連続性が高く一体的に保全する必要性が高い同区域を追加指定する。

和泉葛城近郊緑地保全区域等変更予定図(案)

凡例

- 近郊緑地保全区域(現行)
- 近郊緑地保全区域に追加する区域
- 府県境界

大阪府

近郊緑地保全区域

近郊整備区域

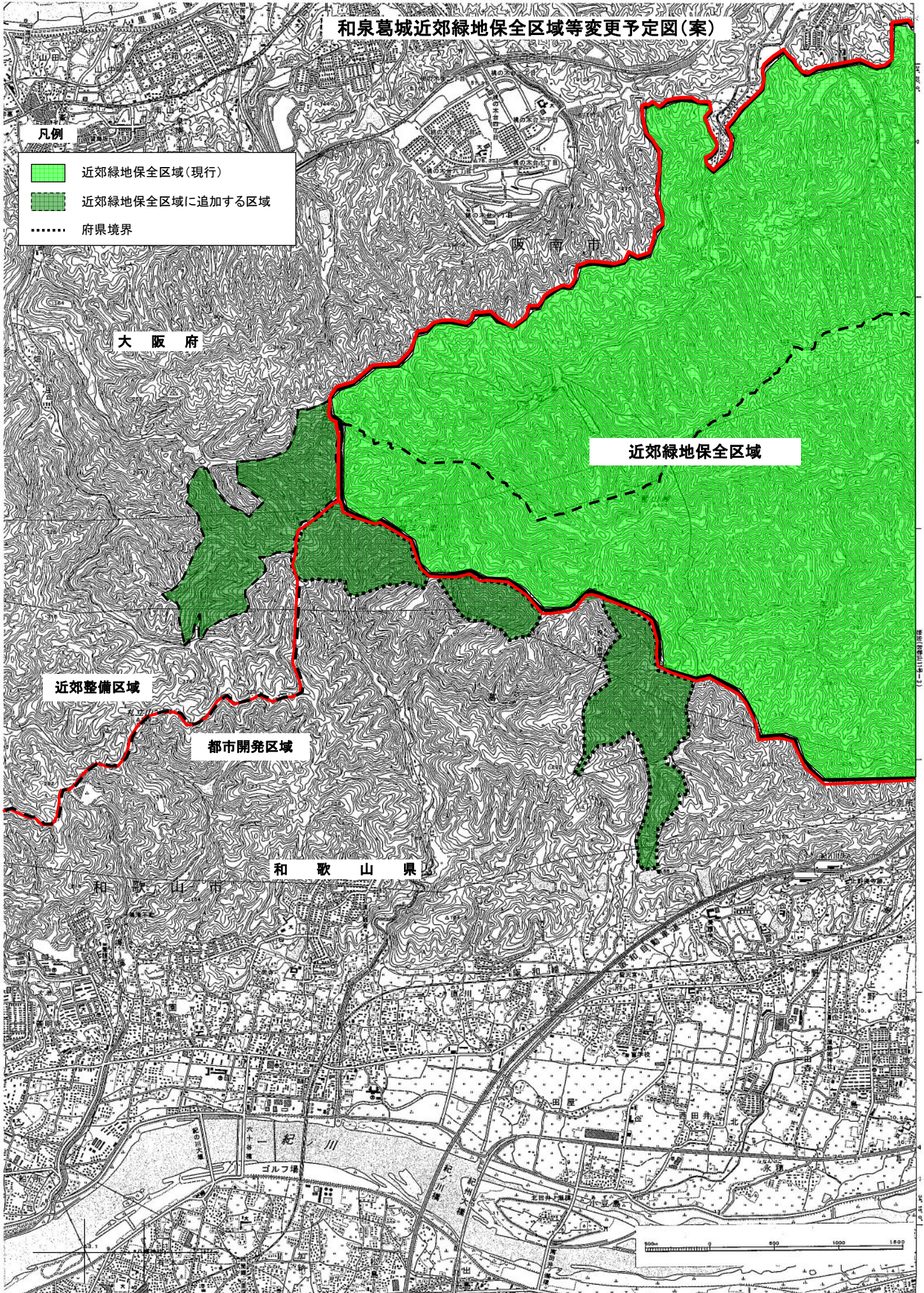
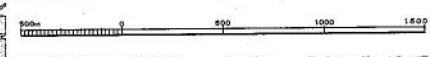
都市開発区域

和歌山県

和歌山市

一紀川

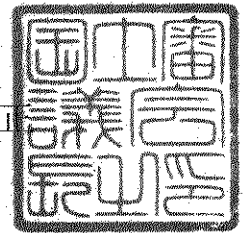
ゴルフ場



国 国 土 審 第 1 4 号  
平成 2 1 年 3 月 1 3 日

国土審議会近畿圏整備部会 へ

国 土 審 議 会 会 長  
岡 村 正 一



近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について

平成 2 1 年 3 月 1 1 日付け国計大第 4 8 号にて国土交通大臣より当審議会に意見の求めのあった「近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について」は、国土審議会運営規則（平成 1 3 年 3 月 1 5 日国土審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、貴部会に付託する。